

## 当学会法人化案

令和元年9月1日

日本高齢者虐待防止学会  
理事長 池田直樹

当学会の法人化（一般社団法人としての組織に改編する取組）に向けた提案と説明をさせていただきます。

### 1 一般社団法人化の検討

現在、当学会は、学会会員の専門職（司法書士）に御協力をいただきながら、「一般社団法人」として法人格を取得する検討を進めています。「一般社団法人化」については、既に理事会でも協議をしており、理事会において、法人化（一般社団法人化）に向けた準備を進めることについて承認をいただいております。

### 2 法人化（方向性）の承認について

当学会の法人化の「方向性」については、第16回蒲田大会（2019（令和元）年9月）に併せて開催される当学会の総会において御承認いただければと考えております。

### 3 当学会の法人化の意義

#### （1）現在の当学会の位置付け

当学会は、会員（人）の集合体としての組織（団体）ではありますが、株式会社や一般社団法人のような「法人格（権利能力）」を有していません。このような団体を、「法人格なき社団」「人格なき社団」「人格のない社団」「権利能力なき社団」等といいます。「任意団体」も、ほぼ同様の意味です。現在の当学会は、法的には、「(法) 人格（又は権利能力）なき社団」（以下「権利能力なき社団」といいます。）であると整理することができます。

「権利能力なき社団」は、飽くまで「社団」（人の集合体としての組織）であり、現在の当学会も、「社団」としての実態を有しています。すなわち、議決機関として、会員全員が議決権を有する総会が毎年開催され、そこで組織としての意思決定がされ、会員から納入される会費を学会として管理し、これを財源として予算を策定し、総会で承認していただき、会計（事業）年度末に決算をし、翌年度（事業年度の末日の経過後）の総会で決算を承認していただいております。このように、当学会は、会員個々人とは別の「構成員」と「財源」を有する団体としての実質を有しており、会員個々人とは別の「組織体」であることは明らかです。

しかし、その「組織体」（団体）には、「法人格（権利能力）」がありません。「法人格（権

利能力)」とは、契約等の当事者として権利や義務の主体となり得る地位のことですので、当学会に「法人格（権利能力）」がないということは、つまり、当学会は、団体として事実上存在していますが、法的には権利や義務（契約等の法律行為や行政に対する申請等）の主体となり得ないということです。したがって、例えば、学会誌の印刷について印刷会社と契約をする場合にも、対外的・法的には、当学会（団体）は、個々の会員とは別の独立した権利義務の帰属主体としては存在しないこととなります。そのため、具体的には、学会誌の印刷についての印刷会社との契約においても、法的には、注文者は誰なのか、会員の連名で印刷代を支払うのか等々の疑問が生じます。実際は学会の会計から学会の名前で支払っていますが、理論上は学会の全会員（としての総体）が契約当事者として印刷会社に対して権利を有し義務を負っているということになります（法的にはそのように整理するほかありません）。

学会を法人化すれば、このような問題を解消する（曖昧な整理を明確化する）ことができ、学会自体が対外的に契約等の当事者となって権利や義務の主体となることが可能（法的に明確）となります。

## （２）学会の法人化のメリット・デメリット

上記のとおり、当学会の法人化は、当学会が構成員個人とは別個の（法）人格を取得し、当学会が「権利・義務の（帰属）主体」としての地位を取得することを意味しますので、社会における当学会の存在を明確化する上での前提条件といえます。

さらに、現実の問題として、厚生労働省その他の公的団体からの委託・補助等による各種の調査研究事業を実施するためには、その要件として法人格を有していること等が要求されますので、当学会が公的な助成金を受けてこれらの公的な調査研究等の事業を実施し、対外的にその成果を公表するためには、その前提として学会が法人格を有していることが必要となります。

もちろん、学会の法人化により、法人税等（法人税並びに法人事業税及び法人住民税）を納付する義務が発生することになります。もっとも、収益事業により法人の所得が黒字になれば法人税や法人事業税が課税されますが、そうでない限り、数万円程度の均等割りの法人住民税を納付する義務が生ずる程度で、特別に過大な負担が生ずることはないと考えられます。

## ４ 設立（当学会からの移行）を予定している一般社団法人の概要

### （１）一般社団法人化

当法人は、法人化に当たって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」といいます。）を根拠法とする「一般社団法人」を設立する（当学会が「一般社団法人」に移行する）ことを検討しています。多くの学会が、法人化する際には、一般社団法人化しています。

## (2) 「会員」・「代議員（社員）」の二重構造

社団法人の構成員を、法律上「社員」と言います。単純に考えれば、当学会を法人化するに当たり、当学会の「会員」が、そのまま法人化後の法人の「社員」となる方法が考えられます。しかし、この方法には、いくつかデメリットがあります。

例えば、法人の設立に当たって、設立時の「社員」全員の印鑑証明書が必要になること等、事務処理が非常に煩雑となります。また、設立後の法人の総会においても、定款（法人の根本規則）の変更等の重要な決議をする場合には、原則として「総『社員』」の半数以上であって、総『社員』の議決権（原則として1人1票）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。」とされており、つまり、通常は、（委任状による出席を含めてではありませんが）「社員」の3分の2以上が総会に出席し（かつ賛成し）なければ、そもそも決議ができないとされているのですが、会員数が多数である組織においては、総会において実際に3分の2以上の会員の出席を確実に確保することは容易ではありません。

そのようなことから、法人の運営の円滑を期すため、会員数が多数となる社団法人においては、通常は、「会員」資格と「社員」資格とを分離して、会員の中から選出された「代議員」を、法人法上の「社員」として位置付けて、法人の機関を設計します。

つまり、社団とは、人（社員）の集合体であり、社団法人とは、人（社員）の集合体に法人格が付与されたものであるため、社団法人の基本的な構成員は、「社員」であり、社団法人では、「社員」が社員総会に出席し、議決権を行使（議案に対する賛否を表明）して、法人の事業計画、予算、決算の承認や役員を選任その他の重要事項の決議に関わるものと整理されているところ、規模の大きな社団法人では、組織の簡素化等のために、各「会員」を「社員」（社団法人の基本的な構成員）とみるのではなく、「会員」の中から選出された「代議員」が、「社員」（社団法人の基本的な構成員）であるものとして位置付けて、定款上は、「会員」ではなく「代議員」が、法人の事業計画、予算、決算等の承認や役員を選任その他の重要事項の決議をするために社員総会において議決権を行使することができる者（社員総会の構成員）であると定めることが、広く行われています。

当学会の法人化に当たっても、「会員」の中から選出された「代議員」を、設立後の法人の（法人法上の）「社員」とすることを考えています。

## (3) 現在の学会の「会員」は、引き続き法人としての学会の「会員」に

現在の学会（権利能力なき社団としての学会）の「会員」の地位は、特段の加入手続をとることなく、そのまま新たに設立する一般社団法人（法人としての学会）の「会員」に移行します。ただし、上記のとおり、法人としての学会の「会員」は、法人の「社員」のものではなく、「社員」の前提資格という位置付けになります。

(4) 現在の「評議員」は、法人化後は「代議員」(＝法人法上の「社員」)に

上記のとおり、当学会の法人化に当たり、新たに設立する法人の「社員」は、当学会の「会員」をそのままスライドさせる方式をとらず、「会員」の中から選出された「代議員」を、新たに設立する法人の(法人法上の)「社員」とする方法をとりたいと考えています。

具体的には、現在、当学会では、「会員」の中から「評議員」を選出し、その「評議員」の中から理事等の役員を選出して、法人の事業(常務)を決定し、執行していますが、現在の(権利能力なき社団としての)学会の組織上の「評議員」を、法人化(法人設立)後は「代議員」と呼称し、これをそのまま法人法上の「社員」と位置付けることを検討しています(\*)。

\*なお、「評議員」は、通常は、「社団法人」(人の集合体に法人格を付与した法人の形態)とは組織形態を異にする「財団法人」(財産の集合体に法人格を付与した法人形態)における役職名として使用されるため(法人法上もそのような用語の使い分けがされています。)、当学会の法人化に当たっては、これまで「評議員」と呼称していた役職名を「代議員」と呼称することとし、これを法人法上の「社員」として位置付けることが分かりやすいと考えました。

(5) 社団法人の構成員(法人法上の「社員」・社員総会の構成員)は「代議員」

上記のとおり、当学会の法人化後における法人の形態としては、一般社団法人を考慮しており、その法人法上の構成員(「社員」としては、「会員」そのものではなく、「会員」の中から選出された「代議員」)を充てることを考えています。

したがって、学会の法人化後における法人の最高の意思決定機関である総会(社員総会)の構成員も、形式上は、法人法上の「社員」である「代議員」であるということになり、総会において議決権を行使することができる者も、「代議員」(のみ)ということになります。

もっとも、「代議員」に選出された会員以外の会員(現在の学会における評議員・理事・監事以外の学会員)は、総会において議決権はありませんが、総会(※)にオブザーバー参加できることとし、議決内容についての報告を受けることを可能とすることを検討しています。

※これまでの学会の総会は、400人余りの学会員全員の参加を予定していましたが、法人化後は、「社員」のみの総会、つまり、「代議員」(現在の学会における評議員(理事・監事を含みます。))のみが参加することを予定した総会になります。もちろん、代議員(現在の評議員)以外の学会員には議決権はありませんが、オブザーバーとして総会に参加していただくことは可能です。また、従来の総会に近い内容の「会員総会」を開催することも検討しております。

すなわち、「総会」の位置付けについては、①法人法上の「社員総会」に、学会員がオブザーバーとして参加できるようにする案のほか、②現在の「総会」を承継した「会員総会」を別途定義する方法もあります（決算や役員の選任は「社員総会」で行い、決算報告や事業報告などは「会員総会」で行うとの想定で、「社員総会」と「会員総会」の両方を定款に規定する案です）。

#### （６）代議員、理事、理事長等の選任

現在、当学会においては、会員が選挙により評議員を選任し、評議員が評議員の中から理事及び監事を選任した上で、理事の互選により理事長を選任しています。

当学会の法人化後における法人においても、ほぼ同様に（従来どおり）、会員の選挙により代議員を選出し、選出された代議員が総会において理事及び監事を選任し、理事会の決議により（総会において選任された理事の議決により理事の中から）理事長（法人法上の呼称は「代表理事」となります。）を選定します。

#### （７）主たる事務所、事業年度等

当学会が設立（当学会からの移行）を予定している一般社団法人は、主たる事務所を、埼玉県さいたま市桜区にある NPO 法人シルバー総合研究所の事務局内に置くことを予定しています。

また、事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとすることを予定しています。

### ５ 法人化の具体的な手順等について

#### （１）法人設立のスケジュール（概要）

２０１９（令和元）年５月１９日の理事会において当学会の一般社団法人化の方向性について承認をいただいております。本提案書及び定款案を２０１９（令和元）年９月に当法人ウェブサイト公表後、２０１９（令和元）年９月７日の当学会蒲田大会での総会において当学会の法人化の方向性について御説明し、会員の皆さまから御質問、御意見をいただいた上で、さらに当法人ウェブサイトにおいて意見募集を行い、その後、２０２０（令和２）年９月開催予定の当学会梅田大会での総会において、さらに当学会の法人化の具体的な案等について御説明し、承認をいただきたいと思います。

法人化（一般社団法人化及びその具体的手続をとること）について御承認をいただければ、２０２０（令和２）年１２月頃までに原始定款の原案を確定させた上で創立総会を開催し、２０２１（令和３）年１月ないし３月末頃までに法人設立登記を申請し法人を設立することを予定しています（一般社団法人の設立は、管轄法務局に設立登記の申請をした日にその効力が生じます）。

なお、一般社団法人の設立に当たっては、通常は、①原始定款（原案）の作成（法人の事業目的、名称、主たる事務所の所在地その他の法人の骨格の決定）、②創立総会（定款案

の確定、第1期の事業計画、予算等の承認等)、③設立登記申請の順で手続を進めます。

## (2) 法人の「設立時社員」・法人成立後最初の「代議員」

一般社団法人の設立手続は、法律上、2人以上の「設立時社員」が行うものとされています。この「設立時社員」には、現在の権利能力なき社団としての学会の任意の複数の会員（評議員・役員を含みます。）がその任に当たればよい（必ずしも全員が「設立時社員」となる必要はない）ことから、便宜上、現在の権利能力なき社団としての学会の理事長及び副理事長にその任に当たっていただくことを予定しています。

また、法人成立後には、法人内に、「会員」の中から選出された「代議員」が存在していることが必要となりますが、法人設立（成立）後最初に選出すべき「代議員」には、権利能力なき社団としての学会の次期の評議員（理事及び監事を含みます。）の皆さんに就任していただくこと、すなわち、現在の権利能力なき社団としての学会の役員改選手続により2019（令和元）年12月から2020（令和2）年1月の時期に実施される評議員選挙の当選者に、そのまま、設立される法人の設立当初の「代議員」となっていただくことを予定しています。

## (3) 「設立時理事」、「設立時監事」、「設立時代表理事」等

新たに設立する法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事（設立当初の理事、代表理事及び監事）は、権利能力なき社団としての学会の2021（令和3）年4月から  
の理事・理事長・監事予定者（現在の権利能力なき社団としての学会の役員改選手続により2020（令和2）年3月に実施される理事・監事選挙の当選者並びにその理事当選者の互選によって選定される次期理事長）に、そのまま就任していただくことを予定しています。

具体的には、法人設立時の原始定款（2020（令和2）年12月以降に正式に作成します。）の附則において、権利能力なき社団としての学会の次期役員予定者（権利能力なき社団としての学会の次期の理事・監事予定者は、2020（令和2）年9月開催予定の総会において確定し、次期の理事長予定者は、2020（令和2）年12月開催予定の理事会において確定する予定です。）を、そのまま、新たに設立する法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事として定めることを予定しています。

なお、設立する法人の理事及び監事の任期は、4年（正確には、「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」とすることを予定しており、したがって、法人設立後の理事及び監事の任期は、原則として、選任の日から4年を超えることがなく、かつ、就任の日から定時総会の日までとなります。この規定に基づき、設立時理事及び設立時監事の任期は、法人設立の日（2021（令和3）年1月ないし3月を予定しています。）から、2024（令和6）年5月に開催される社員総会の終結の時までとなります（設立時理事及び設立時監事にとって、「選任後4年以内に終了す

る事業年度のうち最終のものは、「2024（令和6）年3月31日に終了する事業年度」となりますので、その事業年度に関する定時社員総会（2024（令和6）年6月に開催されます。）の終結の時まで、つまり実質的には任期は3年+2～6か月程度となる予定です。）。

#### （4）設立登記申請

一般社団法人を設立する場合には、設立する法人の住所地（主たる事務所の所在地）を管轄する法務局（さいたま地方法務局）の管轄区域内（埼玉県内）の公証役場で原始定款の認証を受けた後、設立する法人の住所地（主たる事務所の所在地）を管轄する法務局（さいたま地方法務局本局）においてその登記を申請する必要があります。

上記のとおり、一般社団法人は、設立登記の申請をした日に成立します。ただし、実際に法人設立登記が完了するのは、申請日から2～3週間を経過した後となります。

#### （5）最初の決算・税務申告

上記のとおり、新たに設立する法人は、現在の学会と同様に、事業年度を毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とすることを予定しています。

したがって、2021（令和3）年3月末日までに法人を設立した場合には、2021（令和3）年3月末日に第1期の事業年度が終了し、その後、3か月以内（2021（令和3）年6月末日まで）に、社員総会を開催し第1期の事業年度における決算の承認を得た上で税務申告をしなければならないこととなります。

上記のとおり、新たに設立される法人においては、権利能力なき社団としての学会の2021（令和3）年4月からの評議員（理事及び監事を含みます。）が、そのまま「代議員」（＝「社員」）となりますので、この社員総会は、現在の学会で言えば評議員会に相当する規模のものですが、新たに設立される法人においてはこれが社員総会となり、同社員総会において第2期（2021（令和3）年度）の予算についても承認を受けます。

#### （6）「権利能力なき社団としての学会」から「法人としての学会」への移行

上記のとおり、現在、権利能力なき社団である当学会は、2021（令和3）年1月から3月までの時期に法人を設立し、以後、当学会は法人組織となることを予定しています。

しかし、理屈の上では、当学会が法人を設立すれば、それによって当然に当学会が法人となるというわけではありません。法律上は、現在の権利能力なき社団としての学会と、新たに設立される一般社団法人としての学会は、人格の上で当然に同一性が認められるわけではないからです。

そこで、実際には、2021（令和3）年1月から3月までの時期に法人を設立した後、現在の権利能力なき社団としての学会の事業及び人的・物的財産の全部を、新たに設立した法人としての学会に移転（譲渡）する手続が必要となります。具体的には、現在の権利

能力なき社団としての学会の内部手続により、権利能力なき社団としての学会の会員が、そのまま法人としての学会の会員となる手続をとるほか、現在の権利能力なき社団としての学会が行っている事業並びに資産及び負債を、法人としての学会に包括的に承継させる手続をとることを予定しています。

この手続は、現在の権利能力なき社団としての学会と、新たに設立する法人としての学会との契約によって行うことを予定しています。

以上の説明から御理解いただけたと思いますが、実際に法人としての学会が設立されても、現在の権利能力なき社団としての法人が直ちに消滅するわけではありません。2021（令和3）年1月から3月までの時期に法人が設立された後、同年9月頃まで（6～9か月程度）は、「権利能力なき社団としての学会」と「法人としての学会」の両方が存在している状態が続くことを予定しています。この6～9か月程度の期間中に、権利能力なき社団としての学会の事業並びに人的・物的財産の全部を、新たに設立した法人としての学会に移転（譲渡）する手続をとり、その後、2021（令和3）年9月頃に予定されている当学会の大会に併せて開催される当学会（権利能力なき社団としての学会）の総会において、（もはや事業及び人的・物的財産が存在しない、言わばカラの状態となった）権利能力なき社団としての学会を解散して、正式に当学会が権利能力なき社団から法人に移行することを予定しています。

以上